

狭山市犯罪被害者等に対する見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市犯罪被害者等支援条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）第8条に規定する犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為であって、被害届等が警察に受理されているものをいう。
- (2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者その他これに類する者として市長が認める者をいう。
- (3) 重傷病 法第2条第5項に規定する重傷病をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(遺族見舞金の支給対象者等)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、死亡被害者の死亡の時に於いて次の各号のいずれかに該当するもの（当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものに限る。）であって、第3項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（死亡被害者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップの関係にあった者（狭山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年9月13日市長決裁）第6条第1項に規定する狭山市パートナーシップ宣誓証明書の交付を死亡被害者と共に受けていた者をいう。以下同じ。）を含む。第7条第1号オにおいて同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合には、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（重傷病見舞金の支給対象者）

第5条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものに限る。以下「重傷病被害者」という。）とする。

（見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

又はパートナーシップの関係にあった者を含む。)

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 暴力団員（狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）若しくはこれらの者と不適切な関係を有する者であり、又はあったこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者、その親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪行為被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

（見舞金の支給の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 様式第1号の遺族見舞金支給申請書及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する書類

ウ 犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証する書類

エ 申請者と死亡被害者の関係を確認することができる次のいずれかの書類

(ア) 戸籍謄本その他の申請者と死亡被害者との続柄を確認することができる書類

(イ) 死亡被害者の死亡の時ににおいて、申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類

(ウ) 死亡被害者の死亡の時ににおいて、申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を証する書類

オ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証する書類

カ 申請者が第4条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証する書類

キ 第1順位遺族が2人以上あるときは、様式第2号の遺族見舞金代表者選任届
ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 様式第3号の重傷病見舞金支給申請書及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市民であったことを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(見舞金の支給の申請期限)

第8条 見舞金の支給の申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された書類の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、様式第4号の見舞金支給（不支給）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、様式第5号の見舞金請求書を市長に提出しなければならない。

(見舞金に係る調査等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の受給者、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定後に、第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支給決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、様式第6号の見舞金支給決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(見舞金の支給の調整)

第14条 市長は、犯罪被害者等が他の地方公共団体からこの規則による見舞金と同種の金銭の支給を受けた場合で、必要があると認めるときは、当該犯罪被害者等に対してする見舞金の支給について、必要な調整を行うことができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。